

免許更新制による期限切れ失効ですか？（いいえの例：懲戒免職による失効）

はい

いいえ

埼玉県教育委員会に申請する予定ですか？

教員免許の授与（取得）申請は、教員として勤務中（予定）の方は勤務（予定）地の都道府県教育委員会、それ以外の方は住所地の都道府県教育委員会に行うのが一般的です。
必ずしも失効した免許の授与権者と同じ都道府県教育委員会に申請する必要はありませんが、同じであれば申請書類を省略できることがあります。

このページで御案内する再授与申請の対象外です。お住まいの都道府県教育委員会（教員免許担当課）にお問い合わせください。

はい

いいえ

根拠規定が

- ①免許法別表第1
- ②免許法別表第2イ
- ③免許法別表第2ロ
- ④免許法別表第2の2
- ⑤免許法第16条の2

各取得方法の例

- ①② 大学等卒業と同時に取得など
- ③ 保健師免許をもとに取得
- ④ 栄養士又は管理栄養士免許と所定の単位をもとに取得（学校栄養職員の経験有無を問わない取得）
- ⑤ 教員資格認定試験合格による取得

都道府県教育委員会により、必要な申請書類が異なります。申請予定先の都道府県教育委員会（教員免許担当課）に御確認ください。

いいえ

申請の都度、教育委員会による教育職員検定に合格する必要があります（埼玉県教育委員会では書類提出により検定を行います）。そのため、かつて授与されたことがあっても、再申請時の状況によっては不合格となり、再取得できないことがあります。

根拠規定が

- 免許法別表第3
- 免許法別表第5
- 免許法別表第6
- 免許法別表第6の2
- 免許法別表第7
- 免許法別表第8
- 免許法附則第17項
- 免許法附則第18項

失効した免許状の授与権者は埼玉県教育委員会ですか？
（免許状の印鑑部分を御覧ください。）

はい

はい

いいえ

いいえ

埼玉県教育委員会への申請では、申請書類を一部省略できます。
[再授与申請](#)ページの3を御覧ください。

埼玉県教育委員会への申請では、申請書類の省略ができません。以下のいずれかの方法で申請してください。

- a 授与権者の都道府県教育委員会に申請
- b [教員免許の取得](#)ページに記載の申請書類を揃えて埼玉県教育委員会に申請
※教員免許の取得ページに掲載がない根拠規定の場合は、お問い合わせください。

※根拠規定は、免許状に記載があります。平成21年4月1日以降に取得・書換・再交付された免許状は表面中ほどに、それ以前に取得した免許状では裏面に記載されていることが多いです。